

在宅医療政治連盟 規約

第1条

本連盟は「在宅医療政治連盟」と称し、本連盟の目的に賛同する医師、在宅医療に従事する者および個人にて組織する。

第2条

本連盟は事務所を東京都におく。

(目的および事業)

第3条

本連盟は会員相互の全国的協力により在宅医療の質の向上を図るとともに、在宅医療の推進のために、必要な事項を協議・検討し、医療提供体制の維持・推進・整備のために必要とする政治活動を行うことを目的とする。

第4条

本連盟は目的を達成するために次の事業を行う。

1. 会員に対する情報の提供
2. 会員からの意見の収集
3. 政府、関係団体および関係者との折衝
4. 公職選挙法にもとづく候補者の推薦または支持
5. 国民に対する広報宣伝
6. その他の目的達成に必要な事業

(会員)

第5条

本連盟の会員は次の通りとする。

1. 正会員 本連盟の目的・事業に賛同する在宅医療に従事する医師とする。
 2. 准会員 本連盟の目的・事業に賛同する在宅医療に従事する医師以外の者とする。
 3. 賛助会員 本連盟の目的・事業に賛同する個人とする。
- 2 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出することにより任意に退会することができる。
- 3 会費は、正会員(1名) ¥20,000/年、准会員(1名) ¥3,000/年、賛助会員(1名) ¥30,000/年、とする。

会員の年会費の期間は、4月から3月までの1年間とする。

中途入会の場合9月までは定額とし、10月以降は半額を徴収するものとする。

年度途中の退会者への返金は行われないこととする。

- 4 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
1. 退会届を提出したとき
 2. 死亡したとき
 3. 准会員が第1項の(3)に規定する業務に従事しなくなったとき
 4. 継続して1年以上会費を滞納したとき

(役員)

第6条

役員は正会員の中から次のものをおく。

1. 幹事 5名以上 20名以内
2. 監事 2名以内

- 2 幹事のうち会長 1 名、副会長 2 名、幹事長 1 名、とする。
- 3 役員は、会長に対して届け出ることにより任意に辞任することができる。
- 4 役員は、正会員でなくなったときは、当然に退任する。

(役員の仕事)

第 7 条

役員の仕事は以下のものとする。

1. 会長は本連盟を代表する。
2. 副会長は会長を補佐し、会務を統括する。
3. 幹事長は会長および副会長を補佐し、会務を分掌する。
4. 幹事は幹事会を構成し、規約および総会の議決に基づき、本連盟の事業を執行する。
5. 副会長は会長および幹事長に事故あるときは、あらかじめ定める順位に従い、その職務を代行する。
6. 監事は本連盟の会務および会計を監査する。監事は総会、幹事会にて意見を述べるることができる。

(幹事)

第 8 条

役員は総会にて選任し、会長、副会長、幹事長、会計責任者は幹事会にて選任する。

第 9 条

役員の任期は 2 年とし、中途就任者の任期は会長および幹事長の残任期間とする。

第 10 条

必要があれば顧問および相談役を置くことができ、顧問および相談役は幹事会で決定し、任期は 2 年間とする。

(会議)

第 11 条

会議は総会、幹事会及び幹事長会とするほか、必要に応じて別に定めたブロック毎に開催する。

(総会)

第 12 条

総会は定時総会および臨時総会とする。

定時総会は毎年 1 回、臨時総会は必要があると認めるとき
会長および幹事長が連名で招集する。

第 13 条

総会は、正会員をもって構成する。

第 14 条

総会においては幹事会における承認事業および議決事項を報告するものとし、総会の議長は会長又は幹事長とする。

第 15 条

総会の招集は少なくとも開会の 15 日前までに、目的とする事項および日時場所を告知して行う。

(幹事会)

第 16 条

幹事会は定時通常幹事会および臨時幹事会とする。

定時通常幹事会は毎年 4 回、臨時幹事会は必要があると認めるとき会長および幹事長が連名で招集する。

第 17 条

幹事会は幹事をもって構成する。

必要がある場合には、監事が出席することができる。

第18条

幹事会においては次の事項を承認又は議決するものとする。

1. 会務および事業ならびに会計に関する報告の承認
2. 事業計画および予算の決定
3. 規約改廃の決定
4. 幹事会での議案及び決議方法
5. その他重要な事項の決定

第19条

幹事会の招集は開会の15日前までに、会長が目的とする事項および日時場所を告知して行う。

ただし、会長および幹事長が必要とする場合はこの限りではない。

第20条

幹事会は幹事の2分の1以上の出席（委任状を含む）をもって成立し、承認および議決は出席者の過半数をもって決するものとする。

2 幹事会の議長および副議長は、会長および幹事長が幹事のうちから選ぶ

(委員会)

第21条

会長は、必要に応じて、各種委員会を置くことができる。会は、必要に応じて会長および幹事長が連名にて招集することができる。

2 委員会は、幹事会で承認した者で構成し、会長は委員のうち正会員資格を有する者のなかから委員長を任命する。必要に応じて会長および幹事長の指名した者も招集できる。

第22条

委員会は、幹事会の承認の上 議決する事ができる。

2 委員会は、幹事会に議案を提出する事ができる。

(会計責任者)

第22条の2

会計責任者に事故がありまたは会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者は、会長が幹事のうちから指名する。

(事務局および会計)

第23条

本連盟に職員若干名をおく。

第24条

本連盟の経費は会費、寄付金およびその他の収入をもってあてる。

第25条

会費の額および賦課徴収方法は幹事会が決定する

第26条

会費は幹事会で定められた期日内に納付するものとする。

第27条

本連盟の会計年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。

第28条

この規約に定めていない事項は定時総会又は幹事会で決定する。

1. この規約は平成29年3月13日より実施する。